

別表(第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率
① 商標登録出願事業	・製品の商標登録出願料及び新規商標登録料(電子化手数料及び事務代行依頼に係る事務手数料を含む。)		
② 製品事業化・量産化促進業	・製品・加工品を製造する際に必要となる機械及び器具の購入費又は借上料(設置に必要な備品購入費用、電気工事費用、運搬費用を含む。) ・一次產品を活用して新商品の開発及び加工を委託する場合の加工委託料(委託契約料、下処理料、レシピ開発料、加工料、容器代等)	500,000円	補助対象経費 ×3/4
③ 出展・出品等手数料補助事業	・市場開拓または販路開拓を目的とした国内外への展示会等へ出展・出品する際にかかる経費及び手数料(出展・出品に必要な備品購入費用、借上料、送料等を含む。)		

備考 この表により算定した補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。